

## 県有財産の売払いに関する一般競争入札公告

岐阜市、海津市、垂井町、美濃市、御嵩町、土岐市及び下呂市に所在する県有財産の売払いについて、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年1月23日

岐阜県知事 古 田 肇

### 1 一般競争入札により売払いする物件

#### 土地

物件 番号	所在地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )		予定価格 (円)	備考
			公簿	実測		
1	岐阜市旦島中町2丁目8番	宅地	92.88	92.88	2,000,000	
2	岐阜市寺田1丁目16番2	宅地	482.02	482.02	4,400,000	
3	岐阜市茜部辰新1丁目127番2	雑種地	825.00	825.72	29,900,000	
4	海津市海津町高須町字下町788番2	宅地	471.21	471.21	7,200,000	
5	不破郡垂井町字永長2400番10外1筆	宅地	194.70	198.24	1,700,000	
6	美濃市大字生櫛字瀬ノ上203番	雑種地	1,266.00	1,266.61	5,400,000	
7	可児郡御嵩町御嵩字丹所1131番1	宅地	164.62	164.62	3,000,000	
8	土岐市泉が丘町3丁目1番2	宅地	5,536.48	5,536.48	63,900,000	
9	土岐市泉が丘町3丁目1番3	宅地	2,225.44	2,225.44	32,300,000	
10	下呂市少ヶ野字ノビがト296番6	宅地	306.71	306.71	4,500,000	

備考 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効

### 2 入札参加者の資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められる者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び次の①から⑨までのいずれかに該当する者
  - ① 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ② 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)
  - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
  - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
  - ⑥ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
  - ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
  - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる個人又は法人等
  - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし(⑧に該当する場合を除く。)、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の

- 規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員  
 (5) 県税を滞納している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号  
 岐阜県総務部管財課財産活用係  
 電話 058-272-1149 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年1月23日(月)から令和5年2月10日(金)までの県の機関の休日を除く毎日  
 午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)と同じ。

ウ 入札説明書は、岐阜県のホームページからダウンロードすることもできる。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札参加希望者は、県有財産一般競争入札参加申込書に住民票の写し(法人にあっては、登記簿謄本)、印鑑証明書、誓約書、法人役員名簿(法人の場合に限る。)及び岐阜県税の完納証明書を添付して、3の(1)まで提出し、一般競争入札への参加を申し込みなければならない。

イ 提出期限 令和5年2月10日(金)

ウ 期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。

(4) 入札を行う日時及び場所

物件番号	所在地番	入札の日時	入札場所
1	岐阜市旦島中町2丁目8番	令和5年3月3日(金)午前10時	岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎3階 入札室
2	岐阜市寺田1丁目16番2	令和5年3月3日(金)午前11時	
3	岐阜市茜部辰新1丁目127番2	令和5年3月3日(金)午後1時	
4	海津市海津町高須町字下町788番2	令和5年3月3日(金)午後2時	
5	不破郡垂井町字永長2400番10外1筆	令和5年3月3日(金)午後3時	
6	美濃市大字生櫛字瀬ノ上203番	令和5年3月3日(金)午後4時	
7	可児郡御嵩町御嵩字丹所1131番1	令和5年3月6日(月)午後1時	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 機械棟入札室
8	土岐市泉が丘町3丁目1番2	令和5年3月6日(月)午後2時	
9	土岐市泉が丘町3丁目1番3	令和5年3月6日(月)午後3時	
10	下呂市少ヶ野字ノビがハ296番6	令和5年3月7日(火)午後2時	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎厚生棟2階 厚生1会議室

- (5) 入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、次の期限までに必着のこと。

物件番号	所在地番	郵便等の入札期限
1	岐阜市旦島中町2丁目8番	令和5年3月2日(木)午後5時
2	岐阜市寺田1丁目16番2	
3	岐阜市茜部辰新1丁目127番2	
4	海津市海津町高須町字下町788番2	
5	不破郡垂井町字永長2400番10外1筆	
6	美濃市大字生櫛字瀬ノ上203番	
7	可児郡御嵩町御嵩字丹所1131番1	令和5年3月3日(金)午後5時

8	土岐市泉が丘町3丁目1番2	
9	土岐市泉が丘町3丁目1番3	
10	下呂市少ケ野字ノビがハ 296番6	令和5年3月6日(月)午後5時

(6) 開札の日時及び場所

3の(4)に同じ。

ただし、同一の日に入札を行う全ての物件について、入札参加申込書を提出した全ての者が郵便等により入札を行った場合は、開札場所を次の場所に変更する。

岐阜市藪田南二丁目1番1号  
岐阜県庁舎 4階 管財課執務室

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 郵便等による入札

郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて行うこと。また、郵便による場合は、一般書留又は簡易書留によること。

イ 本人又は代理人による入札

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

ウ 入札保証金

入札者は、売却物件の予定価格の100分の10の額の入札保証金を県の指定する納付方法により令和5年2月24日(金)までに納付しなければならない。

エ 落札者の決定方法

落札者は、1の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

カ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

キ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は、県に帰属する。

ク 電信による入札は、認めないものとする。

4 契約手続等に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 売買代金の支払方法

契約締結時に、3の(8)ウの入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結の後、県が指定する方法により売買代金と契約保証金との差額を契約締結の日から20日以内に納付するものとする。

5 用途の制限

(1) 落札者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

6 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3) 詳細は、入札説明書による。